

退職給付会計について

1. 採用している退職給付制度の概要

当金庫の退職給付制度は次のとおりです。

- ①確定給付企業年金制度(平成19年10月1日)
- ②確定拠出年金制度(平成19年10月1日)

また、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)にも加入しています。

2. 退職給付債務に関する事項

(単位:千円)

区 分	金 額	
	令和3年度	令和4年度
退職給付債務(A)	2,214,414	2,201,706
年金資産(B)	2,549,337	2,522,736
前払年金費用(C)	△ 539	△ 76,516
未認識過去勤務費用(D)		
未認識数理計算上の差異(E)	△ 334,383	△ 244,514
その他(会計基準変更時差異の未処理額)(F)		
退職給付引当金(A-B-C-D-E-F)	—	—

3. 退職給付費用に関する事項

(単位:千円)

区 分	金 額	
	令和3年度	令和4年度
勤務費用(A)	390,394	377,003
利息費用(B)		
期待運用収益(C)	△ 36,943	△ 38,240
過去勤務費用の費用処理額(D)		
数理計算上の差異の費用処理額(E)	△ 28,649	△ 58,921
会計基準変更時差異の費用処理額(F)		
その他(臨時に支払った割増退職金等)(G)		
退職給付費用(A+B+C+D+E+F+G)	324,801	279,841

4. 退職給付債務の計算の基礎に関する事項

区 分	摘 要	
	令和3年度	令和4年度
(1) 割引率	0.0%	0.0%
(2) 長期期待運用収益率	1.5%	1.5%
(3) 退職給付見込額の期間帰属方法	期間定額基準	期間定額基準
(4) 過去勤務費用の額の処理年数	10年(発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法による)	
(5) 数理計算上の差異の処理年数	10年(発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理する)	

その他の経営指標

内国為替取扱高

(単位:百万円)

		令和3年度	令和4年度
		金 額	金 額
振込・送金	仕向為替	629,175	629,552
	被仕向為替	798,238	757,786
代金取立	仕向為替	12,734	7,743
	被仕向為替	5,174	3,161

外国為替取扱高

該当する取引はございません。

外貨建資産残高

(単位:千米ドル)

	令和4年3月末	令和5年3月末
外貨建資産残高	138,027	107,161

会員数・出資金・配当率

(単位:人、百万円)

	平成31年3月末	令和2年3月末	令和3年3月末	令和4年3月末	令和5年3月末
会 員 数	44,198	43,641	43,184	42,581	41,873
出 資 金	2,427	2,408	2,392	2,400	2,404
配 当 率	年4%	年4%	年4%	年4%	年4%

職員数

(単位:人)

	平成31年3月末	令和2年3月末	令和3年3月末	令和4年3月末	令和5年3月末
男性	332	314	304	289	277
女性	210	207	195	197	191
職員総数	542	521	499	486	468

自動機設置状況

(単位:台)

	令和4年3月末	令和5年3月末
店 内 A T M	78	76
店 外 A T M	19	17
合 計	97	93

(注) 店外ATMには企業内CD1台を含んでおります。

不良債権額と不良債権比率の推移

金融再生法に基づき開示すべき債権は、貸出金のほか債務保証見返、未収利息、外国為替、貸付有価証券、金融機関保証付私募債及び仮払金です。

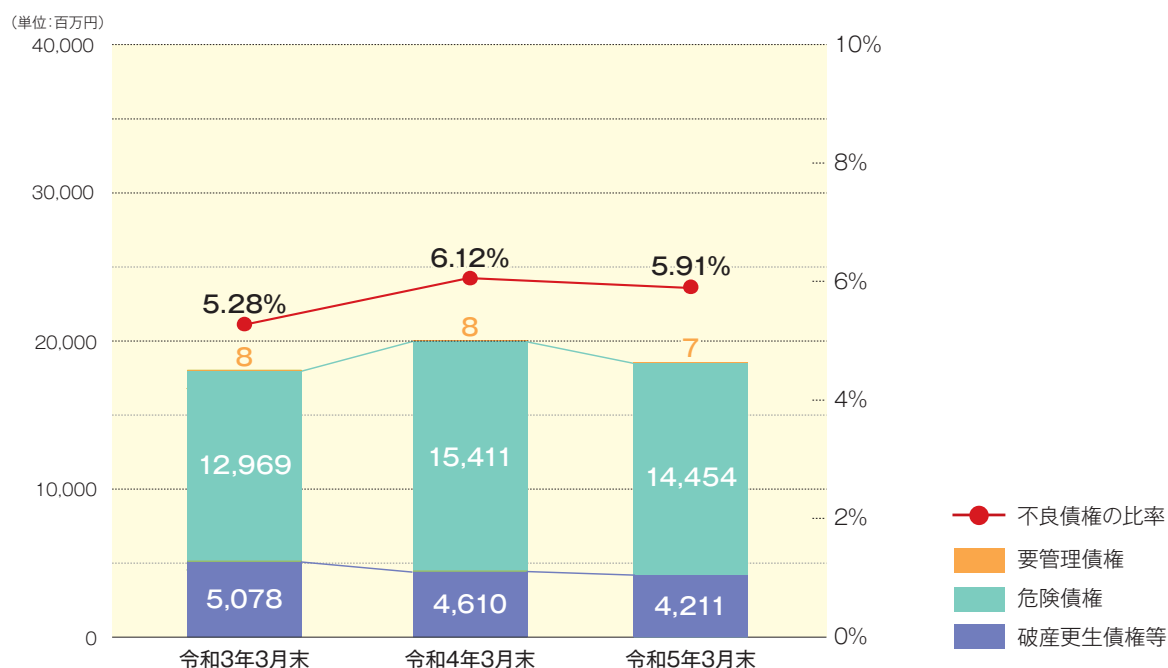
金融再生法に基づく不良債権とは、破産更生債権及びこれらに準ずる債権（破綻先、実質破綻先の債権）、危険債権（破綻懸念先の債権）、要管理債権（要注意先のうち、元本又は利息の支払が三月以上延滞している債権、または貸出条件緩和債権）の合計債権額です。

不良債権比率は、不良債権額を金融再生法に基づき開示すべき債権の額で除した割合です。

不良債権と言いましても、すべてがロスに繋がるものではありませんが、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に対しては、毀損見込額全額を個別貸倒引当金として計上し、危険債権、要管理債権に対しては、当金庫の過去の毀損実績にて貸倒実績率を算出し所要の個別・一般貸倒引当金を計上しています。

また、正常債権に対しても同様に、貸倒実績率により一般貸倒引当金を計上しています。

これら貸倒引当金を計上しているほかに、純資産額は277億円に上っており、健全性については問題ありません。



信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位:百万円、%)

区 分		開示額 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による 回収見込額(c)	貸倒引当金 (d)	保全率(%) (b)/(a)	引当率(%) (d)/(a-c)
破産更生債権及び これらに準ずる債権	令和4年3月末	4,610	4,610	3,500	1,109	100.00	100.00
	令和5年3月末	4,211	4,211	3,302	909	100.00	100.00
危 険 債 権	令和4年3月末	15,411	14,109	11,660	2,448	91.55	65.28
	令和5年3月末	14,454	13,305	11,112	2,192	92.05	65.61
要 管 理 債 権	令和4年3月末	8	0	0	0	2.34	2.34
	令和5年3月末	7	0	0	0	0.00	0.00
三 月 以 上 延 滞 債 権	令和4年3月末	—	—	—	—	—	—
	令和5年3月末	—	—	—	—	—	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権	令和4年3月末	8	0	0	0	2.34	2.34
	令和5年3月末	7	0	0	0	0.00	0.00
小 計 (A)	令和4年3月末	20,030	18,720	15,161	3,558	93.46	73.09
	令和5年3月末	18,673	17,516	14,415	3,101	93.80	72.83
正 常 債 権 (B)	令和4年3月末	307,495					
	令和5年3月末	297,167					
総与信残高(A)+(B)	令和4年3月末	327,525					
	令和5年3月末	315,840					

- (注) 1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権のことです。
 2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権のことです。
 3.「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額のことです。
 4.「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金のことです。
 5.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金のことです。
 6.「正常債権」(B)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権のことです。
 7.「担保・保証等による回収見込額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額のことです。
 8.「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
 9.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)のことです。

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

貸倒引当金の内訳

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一 般 貸 倒 引 当 金	令和3年度	519	603	—	519	603
	令和4年度	603	613	—	603	613
個 別 貸 倒 引 当 金	令和3年度	2,838	3,609	139	2,699	3,609
	令和4年度	3,609	3,152	138	3,470	3,152
合 計	令和3年度	3,357	4,212	139	3,218	4,212
	令和4年度	4,212	3,766	138	4,073	3,766

貸出金償却の額

貸出金償却額

(単位:百万円)

令和3年度	91
令和4年度	56